



東日本大震災復興特別区域法の概要 について

本資料は、東日本大震災復興対策本部のウェブサイトに掲載されている資料から一部抜粋し、変更して使用しています。

詳しい内容は「東日本大震災復興特別区域法 説明資料」をご参照ください。
(<http://www.reconstruction.go.jp/topics/2011/12/000344.html>)

東日本大震災復興特別区域法の枠組み

復興特別区域としての計画作成ができる地方公共団体の区域



東日本大震災により一定の被害が生じた区域である財特法の特定被災区域等(222市町村の区域)

【主な内容】

- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項
- ・復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき地方公共団体に対する支援その他の施策に関する基本的な方針
- ・復興推進計画の認定に関する基本的な事項
- ・復興特別区域における特別措置 等

復興特別区域基本方針 (閣議決定)

国と地方の協議会

- ・地域からの新たな特例の提案等について協議
- ・県ごとに設置(地域別等の分科会設置も可能)
- ・現地で開催
- ・復興庁が被災地の立場に立って運営

復興推進計画 の作成

内閣総理大臣の認定

- ・住宅、産業、まちづくり、医療・福祉等の各分野にわたる規制、手続の特例
- ・雇用の創出等を強力に支援する税制上の特例措置
- ・利子補給

復興整備計画 の作成

- ・必要に応じ、公聴会、公告、縦覧
- ・復興整備協議会で協議・同意

計画の公表

土地利用再編のための特例

復興交付金 事業計画 の作成

内閣総理大臣に提出

復興地域づくりを支援する新たな交付金(復興交付金)

特例の追加・充実

東日本大震災復興特別区域法の3つの計画について

| 計画 | 趣旨 | 特例措置 | 作成単位 | 作成体制 | 県担当 |
|-----------|---|--|-------------------|-------------------|-----------------|
| 復興推進計画 | 個別の規制, 手続きの特例や税制上の特例を受けるための計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・漁業権の免許の特例 ・建築基準法における用途地域に係る制限の特例 ・応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例 ・公営住宅等の整備に係る入居者資格要件等の特例 ・税制上の特例 等 | 県, 市町村が単独又は共同して作成 | 国と地方の協議会 地域協議会 | 震災復興・企画部 |
| 復興整備計画 | 復興整備事業を迅速に行うための特例許可, 手続きのワンストップ化, 新たな事業制度の活用等の特例を受けるための計画 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地転用許可, 市街化調整区域における開発許可を特例的に許可 ・土地利用基本計画の変更等に関する事項のワンストップ処理 ・復興整備事業の実施に必要な許可等に関する事項のワンストップ処理 ・住宅地と農地を一体的に交換・整備する事業制度(復興一体事業)の創設 ・市街化調整区域でも土地区画整理事業が実施可能 等 | 市町村が単独又は県と共同して作成 | 復興整備協議会 | 震災復興・企画部 土木部 |
| 復興交付金事業計画 | 著しい被害を受けた地域の復興に必要な交付金事業に関する計画 | 国は予算の範囲内で復興交付金を交付する。 | 市町村が単独又は県と共同して作成 | — | 総務部 |

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例

- ① 住宅の確保
 - ・ 公営住宅等の整備に係る入居者資格要件の特例
 - ・ 公営住宅の被災者への譲渡制限期間を耐用年限の1/4から1/6に短縮
 - ・ 公営住宅の用途廃止、社会福祉法人等による使用、事業主体変更について、手続の簡素化
- ② 産業の活性化
 - ・ 食料供給等施設（農林水産物加工・販売施設、バイオマスエネルギー製造施設等）の整備について、農地転用許可や林地開発許可に係る手続の一元化及び優良農地での整備を可能とする特例
 - ・ 工場立地法及び企業立地促進法における緑地規制の特例
 - ・ 漁業権の免許に関する特別の措置
 - ・ 応急仮設店舗・工場等の存続可能期間の延長の特例
 - ・ 他の水利使用に従属する小水力発電に関する河川法等の手続の簡素化
 - ・ 仮設店舗等についての都市公園の占用に関する制限緩和（政令事項）
 - ・ 医療機器製造販売等の許可基準の緩和（省令事項）
- ③ まちづくり
 - ・ 建築基準法における用途制限に係る特例
 - ・ 特別用途地区における建築物整備に係る手続の簡素化
 - ・ バス路線の新設・変更等に係る手続の特例
 - ・ 鉄道ルートの変更に係る手続の特例

復興推進計画による規制・手続に関する特例

1. 個別の規制、手続の特例(続き)

- ④ 医療、福祉等
 - ・ 確定拠出年金に係る脱退一時金の特例
 - ・ 医療機器製造販売業等の許可基準の緩和(省令事項)
 - ・ 被災地における医療機関・介護施設等に係る基準等の特例(省令事項)
 - 仮設の医療機関に係る構造設備基準の特例
 - 医療機関に対する医療従事者の配置基準に係る弾力的対応
 - 介護施設等に対する医師の配置基準に係る弾力的対応
 - ・ 被災地の薬局等の構造設備基準の特例(省令事項)
 - ⑤ 補助金等により取得した財産を転用する承認手続の特例
2. 政令又は省令で規定する特例措置について、政令は施行令、省令は内閣府と規制所管省庁の共同省令でそれぞれ対応
3. 施行令又は内閣府令・主務省令で定めるところにより、政令又は主務省令で規定された規制のうち地方公共団体の事務に係るものについて、条例での特例措置を可能とする

復興推進計画による税・金融上の特例措置

- 復興産業集積区域における新規立地促進税制
- 復興産業集積区域における特別償却又は税額控除
- 復興産業集積区域における法人税の特別控除
- 復興産業集積区域における研究開発税制の特例等
- 復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却・税額控除
- 「復興推進計画の区域」において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社に対する出資に係る所得控除
- 復興産業集積区域における地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置
- 復興特区支援利子補給金

復興推進計画の 取組方針・スケジュール

- ・11月 各特例措置ごとに、各部局において、
県の取組方針を検討・整理
- ・年内 市町村と調整(早いものは年内にも計
画策定が可能となる熟度まで検討・調
整を行う)
- ・年度内 申請可能となったものは、随時申請

復興整備計画と主な特例措置

- 事業実施に必要な許可の基準緩和
- 復興整備計画に基づく開発許可の特例
- 復興整備計画に基づく農地転用の特例
- 事業実施に必要な許可手続のワンストップ化
- 宅地・農地一体整備事業の創設等
- 県営土地改良事業の拡充
- 津波復興拠点整備事業の創設
- 防災集団移転促進事業の拡充
- 住宅地区改良事業の拡充
- 復興整備事業の円滑化のための土地に関する特例
- 環境影響評価手続の特例
- 建築行為等の届出・勧告

復興整備計画の作成

復興整備計画：被災地の復興のためのまちづくり・地域づくりに関する計画
復興に必要な各種の事業を記載
市町村が作成（県と共同して作成することも可能）

〔主な記載事項〕

- 土地利用方針（計画区域内の土地利用再編の青写真）
- 復興整備事業（被災地の復興のために必要な事業）

【各々の事業に関する特例】

| | | |
|---------------|---|-------------------------------|
| ● 宅地・農地一体整備事業 | … | 新たに創設 |
| ● 土地区画整理事業 | … | 拡充 |
| ● 土地改良事業 | … | 拡充 |
| ● 津波復興拠点整備事業 | … | 津波防災地域づくり法で創設 (被災地での活用を想定) |
| ● 防災集団移転促進事業 | … | 拡充 |
| ● 住宅地区改良事業 | … | 拡充 |
| ● 漁港漁場整備事業 | | |
| ● 液状化対策事業 | | |
| ● 滑動崩落対策事業 | | |
| ● 住宅施設の整備事業 | | |
| ● 水産加工施設の整備事業 | 等 | |

【共通の特例】

- これらの事業実施にあたり、
- 許可基準の緩和・許可手続のワンストップ化
 - 事業円滑化のための土地に関する特例
 - 環境影響評価手続の特例
 - 建築行為等の届出・催告
 - 都市再生機構（UR）の受託業務の特例
…委託を受けて、URが復興整備事業の実施を支援

事業実施に必要な許可の基準緩和

現状と課題

事業実施のために必要な許可が得られない

- 市街化調整区域の開発行為：**限定的に許可**

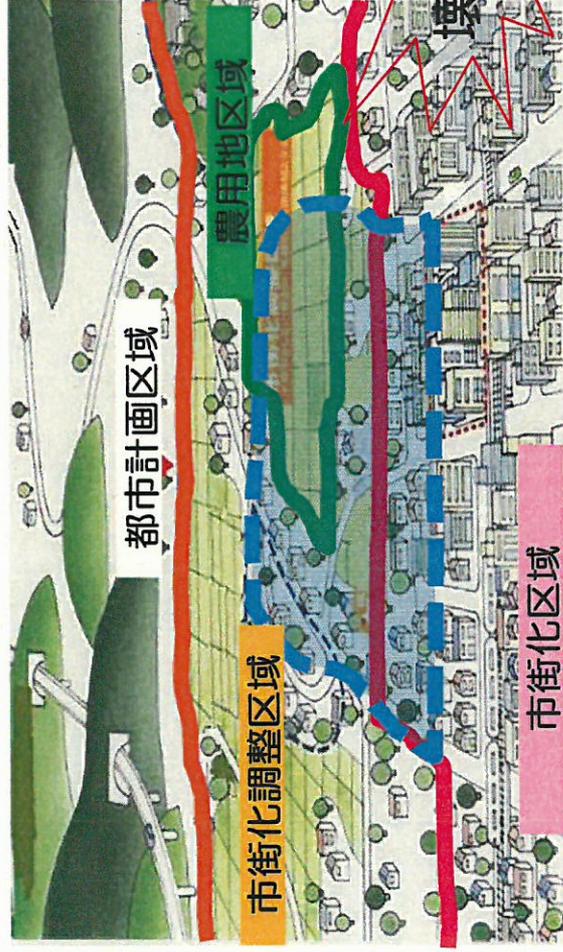
※ 許可対象が限定：農家住宅、日用品販売店舗、等

- 農用地区域での農地転用：**禁止**

特例措置

復興事業のためであれば、特例的に許可

- 市街化調整区域のままでも**開発を許可**
- 農用地区域のままでも**転用を許可**



〔被災前〕



復興事業の実施区域（土地区画整理事業、民間による住宅団地開発事業 等）

復興整備計画に基づく開発許可の特例の概要

津波被災地域等の円滑かつ迅速な復興を支援するため、市街化調整区域における開発許可の基準を大幅に緩和

| | 既存制度 | 新制度 |
|--------|--|--|
| 手続 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者が申請し、県が許可 | <ul style="list-style-type: none"> 協議会での協議等により処理 事業者による申請は不要 |
| 許可対象行為 | <ul style="list-style-type: none"> 開発行為は限定的に許可 農家用住宅や日用品販売店舗等のための開発行為に限って限定的に許可 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな住宅地等のための開発行為であっても特例的に許可 |
| 許可基準 | <ul style="list-style-type: none"> 以下の基準に照らし判断 <ul style="list-style-type: none"> ①技術基準 地盤の改良、崖面の保護、下水道への接続の確保など、宅地の安全性に係る技術的な基準 ②立地基準 市街化抑制のための立地に関する基準。 農家用住宅や日用品販売店舗等に限って許可 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の復興等のために必要な開発行為であれば、以下の基準のみ に照らし判断 <ul style="list-style-type: none"> ①技術基準 地盤の改良、崖面の保護、下水道への接続の確保など、宅地の安全性に係る技術的な基準 |

復興整備計画に基づく農地転用の特例の概要

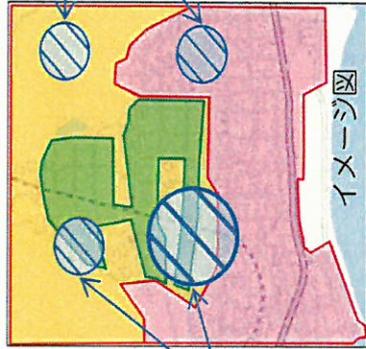
津波被災地域の円滑かつ迅速な復興を支援するため、農地転用手続きを大幅に緩和

| | 既存制度 | 新制度 |
|--------|---|--|
| 手続 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者が申請し、国又は県が許可 | <ul style="list-style-type: none"> 協議会での協議等により処理 <small>事業者による申請は不要</small> |
| 許可対象農地 | <ul style="list-style-type: none"> 農用地区域内農地、第一種農地は転用不可 | <ul style="list-style-type: none"> 農用地区域内農地、第一種農地であっても特例的に許可 |
| 許可基準 | <ul style="list-style-type: none"> 農地一筆毎に以下の基準に照らし判断 <ul style="list-style-type: none"> ①代替する農地の有無 ②転用の確実性 ③周辺農地の営農条件への影響等 | <ul style="list-style-type: none"> 一筆毎ではなく、土地利用方針（土地利用再編の青写真）でもって、以下の基準に照らし判断 <ul style="list-style-type: none"> ①復興のため必要かつ適当 ②農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないもの |

事業実施に必要な許可手続のワンストップ化

現状と課題

事業実施のためには複数の許可が必要（開発許可、農地転用の許可等）



都市計画法の開発許可・農地転用許可・農用地区域の開発許可が必要

都市計画法の開発許可が必要

- 市街化区域（都市計画法に基づき指定）
- 市街化調整区域（都市計画法に基づき指定）
- 農用地区域（農業地域振興法に基づき指定）
- 事業実施区域

特例措置

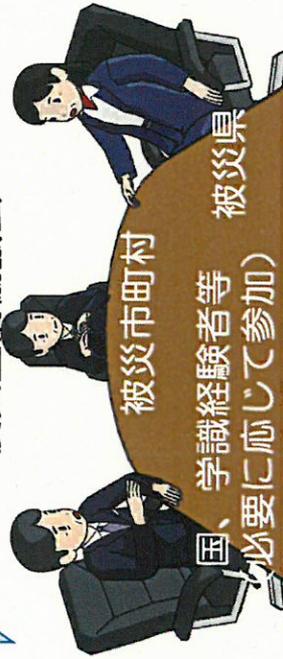
事業に必要な複数の許可手続をワンストップで処理

事業に必要な許可手続

- 都市計画法の開発許可
- 農地法の農地転用の許可
- 農用地区域における開発許可
- 保安林の開発許可
- 自然公園法の開発許可 等

協議会での協議・同意

復興整備協議会



ワンストップ処理

協議会での協議等を経た場合は、事業に必要なとなる許可があったものとして扱う

○必要に応じ、国等への協議、公聴会、公告・縦覧等の手続を経る。

許可手続のほか、下記の手続についても、それぞれ、ワンストップで処理可能とする

- 都市計画、農用地利用計画等の決定・変更手続
（都市計画区域、都市計画、農業振興地域、農用地利用計画、保安林、漁港区域等）
- 事業計画の作成手続
（土地改良事業計画、集団移転促進事業計画、住宅地区改良事業の事業計画、特定漁港漁場整備事業計画）

復興整備計画の 取組方針・スケジュール

- 基本的には県と市町村の共同作成とする。
- 検討が進んでいる市町は下記の日程で公表を目指す。
- 12月 各市町に復興整備計画策定の有無の確認
- 1月 各市町復興整備協議会設立
- 1～2月 各市町復興整備協議会会議の開催
- 3月 復興整備計画の公表

東日本大震災復興交付金について

目的：復興交付金の創設により、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、復興を加速させる。

対象：著しい被害を受けた地域の復興地域づくりに必要となる事業

(注) 東日本大震災財特法の特定被災区域である市町村等及び当該市町村において道県が行う上記の事業

規模：国費1兆5,612億円 (事業費1兆9,307億円) ※事業費は国費+地方負担

基幹事業

■被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化

(事業費1兆4,302億円)



被災地方公共団体

復興計画の下に進める地域づくりを支援

■基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業 (効果促進事業等)

■用途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応

(事業費5,006億円、補助率80%、基幹事業費の35%を上限)

基幹事業

- 都市公園整備事業
- 防災集団移転促進事業
- 都市防災推進事業
- 市街地再開発事業

効果促進事業等

(例)

- 災害発生時の避難路を整備
- 低地の市街地とを結ぶバス路線整備
- ハザードマップを作成
- まちづくりワークショップを開催

基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の緩やかな資金を確保。

地方負担の軽減

■地方負担については、①追加的な国庫補助、及び②地方交付税の加算、により全て手当

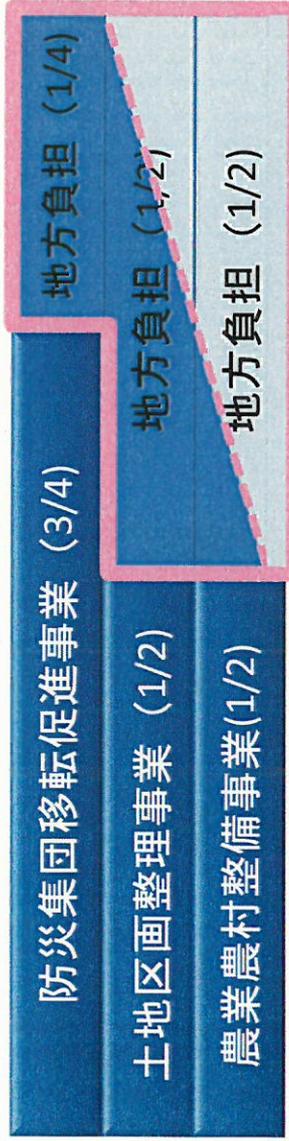
①追加的な国庫補助：地方負担分の50%及び効果促進事業等の80%を国庫補助

(例)

地方負担分の50%を補助



効果促進事業等の80%を補助



②地方交付税の加算：なお生じる地方負担は地方交付税の加算により確実に手当て（その財源は3次補正で全額措置）

■執行の弾力化・手続の簡素化

- ワンストップ化 市町村の復興計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで国に提出。
- 執行上の弾力化等 事業間流用や年度間調整（検討中）、交付・繰越・変更等に係る諸手続の簡素化

内閣府で予算を一括計上し、市町村が提出する計画に基づいて配分。
各府省と協力して事業実施。

基幹事業における対象事業（5省40事業）

※本リストは3次補正予算における対象事業であり、復興期間全体を通じた場合には、内容が変更となる可能性がある。

| 番号 | 事業名 | 番号 | 事業名 |
|--------------|---|------------|----------------------------------|
| 文部科学省 | | | |
| 1 | 公立学校施設整備費国庫負担事業(公立小中学校等の新増築・統合) | 18 | 道路事業(高台移転等に伴う道路整備(区画整理)) |
| 2 | 学校施設環境改善事業(公立学校の耐震化等) | 19 | 道路事業(道路の防災・震災対策等) |
| 3 | 幼稚園等の複合化・多機能化推進事業 | 20 | 災害公営住宅整備事業 |
| 4 | 埋蔵文化財発掘調査事業 | 21 | (災害公営住宅整備事業、災害公営住宅用地取得造成費等補助事業等) |
| 厚生労働省 | | | |
| 5 | 医療施設耐震化事業 | 22 | 災害公営住宅家賃低廉化事業 |
| 6 | 介護基盤復興まちづくり整備事業【新規】 (「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等) | 23 | 東日本大震災特別家賃低減事業【新規】 |
| 7 | 保育所等の複合化・多機能化推進事業 | 24 | 公営住宅等ストック総合改善事業(耐震改修、エレベーター改修) |
| 農林水産省 | | | |
| 8 | 農山漁村地域復興基盤総合整備事業 (集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等) | 25 | 住宅地区改良事業(不良住宅除去、改良住宅の建設等) |
| 9 | 農山漁村活性化プロジェクト支援(復興対策)事業 (被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等) | 26 | 小規模住宅地区改良事業(不良住宅除去、小規模改良住宅の建設等) |
| 10 | 震災対策・戦略作物生産基盤整備事業 (麦・大豆等の生産に必要となる水利施設整備等) | 27 | 住宅市街地総合整備事業(住宅市街地の再生・整備) |
| 11 | 被災地域農業復興総合支援事業(農業用施設整備等) | 28 | 優良建築物等整備事業(市街地住宅の供給、任意の再開発等) |
| 12 | 漁業集落防災機能強化事業(漁業集落地盤高上げ、生活基盤整備等) | 29 | 住宅・建築物安全ストック形成事業(住宅・建築物耐震改修事業) |
| 13 | 漁港施設機能強化事業(漁港施設用地嵩上げ、排水対策等) | 30 | 住宅・建築物安全ストック形成事業(かけ地近接等危険住宅移転事業) |
| 14 | 水産業共同利用施設復興整備事業 (水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等) | 31 | 造成宅地滑動崩落緊急対策事業【新規】 |
| 15 | 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業 | 32 | 津波復興拠点整備事業【新規】 |
| 16 | 木質バイオマス施設等緊急整備事業 | 33 | 市街地再開発事業 |
| 国土交通省 | | | |
| 17 | 道路事業(市街地相互の接続道路) | 34 | 都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等) |
| | | 35 | 都市再生区画整理事業(市街地液状化対策事業) |
| | | 36 | 都市防災推進事業(市街地液状化対策事業) |
| | | 37 | 都市防災総合推進事業(津波シミュレーション等の計画策定等) |
| | | 38 | 下水道事業 |
| | | 39 | 都市公園事業 |
| | | 40 | 防災集団移転促進事業 |
| | | 環境省 | |
| | | 40 | 低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業 |

復興交付金事業計画の 取組方針・スケジュール

- 11月 事業計画について市町村への説明会
- 12月 事業計画についての予備調査の実施
事業計画について県・市町村の調整
- 年度内 内閣総理大臣への事業計画の提出